

小豆島町告示第59号

小豆島町新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内に本社又は事業所を有する法人に対し、当該法人に属する役員又は従業員が新型コロナウイルスに感染した場合において、事業所の休業等、感染拡大防止対策を緊急的に支援するための給付金の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の給付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 役員（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第15号の規定に基づく「役員」をいう。以下同じ。）又は常時使用する従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」をいう。以下同じ。）が新型コロナウイルスに感染したことが確認された時点において、町内に本社又は事業所を有する法人であること。
- (2) 役員又は常時使用する従業員が新型コロナウイルスに感染したことが確認された時点において、事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 役員又は常時使用する従業員が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、当該役員又は従業員が出勤する町内の本社又は事業所（以下「事業所等」という。）を10日間以上休業することを決定した法人（すでに実施していた休業を延長する場合も含む。）であること。
- (4) 町税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付の対象としない。

- (1) 役員又は常時使用する従業員が新型コロナウイルスに感染したことが確認された時点において、当該事業所等に属する役員及び常時使用する従業員の総数が5人未満である者
- (2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）に基づく宗教法人
- (3) 給付金の趣旨に照らして適当でないと町長が判断する者

(給付金の給付)

第3条 町は、前条の給付対象者に対し、この告示の定めるところにより給付金を給付する。ただし、1給付対象者につき1回限りとする。

(給付金額)

第4条 給付金額は、1給付対象者につき50万円とする。

(給付申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小豆島町新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金給付申請書（様式第1号）に、次

に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 労働者名簿又は賃金台帳に準ずるものの写し（役員又は常時使用する従業員が新型コロナウイルスに感染したことが確認された時点若しくはその前月において、当該事業所等に属する役員及び常時使用する従業員の総数が確認できる書類をいう。）
- (2) 事業所等の休業に関する報告書（様式第2号）
- (3) 事業継続等に関する誓約書（様式第3号）
- (4) 納税情報の照会に関する同意書（様式第4号）
- (5) 法人名義の振込先口座通帳の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類
（給付の決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、直ちに小豆島町新型コロナウイルス感染症対策本部にて感染者情報を確認するとともに、当該申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、給付を決定し、小豆島町新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金給付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知する。

- 2 前項の通知後、町は当該申請者に対し給付金を給付する。
（不給付の決定）

第7条 町長は、前条第1項の審査において不相当と認めた場合は、不給付を決定し、小豆島町新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金不給付通知書（様式第6号）により当該申請者に通知する。この場合、給付金は給付しない。
（給付金の返還）

第8条 町長は、給付対象者が錯誤又は虚偽その他不正の手段により給付金の給付を受けたと認められる場合又は香川県等の感染拡大防止に関する指導等に従わなかった場合は、当該給付対象者に対し、小豆島町新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金返還命令書（様式第7号）の交付により、期限を定め、給付金の全部の返還を命ずることができる。
（調査）

第9条 町長は、必要に応じて給付金の申請内容に係る書類及び帳簿等の調査を行うことができる。

- 2 給付対象者は、前項の調査に協力しなければならない。
（譲渡及び担保の禁止）

第10条 給付対象者は、給付金を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。
（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月13日から施行する。

附 則（令和2年告示114号）

この告示は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

年 月 日

小豆島町長 殿

法人名
代表者

小豆島町新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金給付申請書

小豆島町新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金給付要綱第5条の規定により、下記のとおり、小豆島町新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金の給付を申請します。

記

1. 給付金給付申請額 円

2. 添付書類

- ①労働者名簿又は賃金台帳に準ずるものの写し（役員又は常時使用する従業員が新型コロナウイルスに感染したことが確認された時点若しくはその前月において、当該事業所等に属する役員及び常時使用する従業員の総数が確認できる書類をいう。）
- ②事業所等の休業に関する報告書
- ③事業継続等に係る誓約書
- ④納税情報の照会に関する同意書
- ⑤法人名義の通帳の写し（口座情報の確認ができるページの写し）
- ⑥その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

小豆島町長 殿

法人名
代表者

事業所等の休業に関する報告書

当法人に属する役員又は常時使用する従業員が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、下記のとおり、事業所等の休業を決定したので報告します。

記

1. 休業する事業所等

名 称

所在地

2. 休業する期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

小豆島町長 殿

法人名
代表者

事業継続等に関する誓約書

小豆島町新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金の給付申請にあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. 当法人は、現時点において法人格を有し、現在も事業収入を得ており、今後も事業の継続に努めることを誓います。
2. 当法人は、香川県等の感染拡大防止に関する指導等に従い、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めることを誓います。
3. 当法人は、申請内容に一切の虚偽がないことを誓います。
4. 当法人が、申請内容の虚偽又は錯誤等により、誤って給付を受けたことが判明した場合又は香川県等の感染拡大防止に関する指導等に従わなかった場合は、町長の指示に従い、すでに給付を受けた給付金の全部を返還することを誓います。
5. 当法人は、給付申請から給付金の受領後においても、下記のすべてを遵守することを誓います。
 - 一 当法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではなく、当法人の役員が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - 二 当法人の役員が、自己、当法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しないこと。
 - 三 当法人の役員が、暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しないこと。
 - 四 当法人の役員が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

小豆島町長 殿

法人名
代表者

納税情報の照会に関する同意書

小豆島町新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金の給付申請にあたり、小豆島町新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金給付要綱第2条第1項第4号に該当することを確認するため、小豆島町税務課あて、当法人の納税情報を照会することに同意します。

殿

小豆島町長



小豆島町新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金給付決定通知書

小豆島町新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金給付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり、小豆島町新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金の給付を決定したので通知します。

記

1. 給付法人及び給付決定額

法 人 名	
本 社 所 在 地	
給 付 決 定 額	円

2. 給付金の振込先

金 融 機 関 ・ 支 店	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
(フリガナ)	
口 座 名 義	

様式第 6 号（第 6 条関係、第 7 条関係）

第 号
年 月 日

殿

小豆島町長



小豆島町新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金不給付決定通知書

小豆島町新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金給付要綱第 6 条第 1 項の規定による審査の結果、同第 7 条の規定により不給付と決定したので通知します。

記

不給付と決定した理由

--

殿

小豆島町長



小豆島町新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金返還命令書

小豆島町新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金給付要綱第8条の規定により、下記のとおり、小豆島町新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金の返還を命じます。

記

1. 返還すべき額 円
2. 返 還 期 限 年 月 日
3. 返 還 方 法